

むつ市議会第158回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和2年5月15日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第4 議案第29号 むつ市長の期末手当の特例に関する条例

第5 議案第30号 むつ市税条例の一部を改正する条例

第6 議案第31号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 武 | 2番 | 工藤 | 祥子 |
| 3番 | 杉浦 | 弘樹 | 4番 | 東 | 健而 |
| 5番 | 野中 | 貴健 | 6番 | 佐賀 | 英生 |
| 7番 | 斉藤 | 孝昭 | 8番 | 山本 | 留義 |
| 9番 | 富岡 | 直哉 | 10番 | 村中 | 浩明 |
| 11番 | 鎌田 | ちよ子 | 12番 | 住吉 | 年広 |
| 13番 | 白井 | 二郎 | 14番 | 濱田 | 栄子 |
| 15番 | 佐藤 | 広政 | 16番 | 富岡 | 幸夫 |
| 17番 | 岡崎 | 健吾 | 18番 | 原田 | 敏匡 |
| 19番 | 佐々木 | 隆徳 | 20番 | 浅利 | 竹二郎 |
| 21番 | 佐々木 | 肇 | 22番 | 大瀧 | 次男 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------------------|-----|-----|---|----|----|
| 市長 | 宮下 | 宗一郎 | 副市長 | 鎌田 | 光治 |
| 副市長 | 川西 | 伸二 | 教育長 | 氏家 | 剛 |
| 公営企業 管業者 | 村田 | 尚 | 総務部長 | 吉田 | 真 |
| 総務部 理事 市長室 | 千代谷 | 賀士子 | 企画政策 部長 | 松谷 | 勇 |
| 財務部長 | 吉田 | 和久 | 財務部 調整 推進 監 | 樋山 | 政之 |
| 民生部長 | 中村 | 久 | 福祉部長 | 須藤 | 勝広 |
| 健康 づくり 推進部長 | 中村 | 智郎 | 子ども みどら mile kids office にり所 | 菅原 | 典子 |
| 経済部長 | 立花 | 一雄 | 都市整備 部長 | 中里 | 敬 |
| 教育部長 | 角本 | 力 | 上下水道 局長 | 濱谷 | 重芳 |

部策監
務進
総政推
部長
務課
財務
部課事
務務
総総主

杉 澤 一 徳
石 橋 秀 治
菊 池 亘

画部整長
策調
務務
企政企課
総総主

福 山 洋 司
井 戸 向 秀 明

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主 幹

佐 藤 孝 悦
青 山 論
堂 崎 亜 希 子

次 長
主 幹
主任主査

中 野 敬 三
葛 西 信 弘
井 田 周 作

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第158回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は、議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、4番東健而議員及び12番住吉年広議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定

を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） 皆さん、おはようございます。4月30日開会のむつ市議会第157回臨時会において行った行政報告以降、国が発出した緊急事態宣言の延長及びこれを受けた青森県知事の要請を踏まえ、市の取組についてご報告させていただきます。

まず、5月4日、安倍内閣総理大臣は、4月7日に宣言いたしました緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長することといたしました。

延長期間中については、13の特定警戒都道府県では、引き続き、極力8割の接触制限を念頭に置いてこれまでと同様の取組を継続する必要があるものの、青森県を含むそれ以外の県では、感染防止対策の徹底を前提に社会経済活動の再開に向け、施設の使用制限の要請等の解除や緩和を検討することとされております。

さらに、この感染症対策が長期間に及ぶことを見据え、国は、「新しい生活様式」の実践例として、「一人ひとりの基本的感染対策」、「日常生活を営む上での基本的生活様式」、「日常生活の各場面別の生活様式」及び「働き方の新しいスタイル」を提示し、今後、業態ごとに専門家の協力を受けながら事業活動を本格化するための感染予防策のガイドラインを策定することとしておりま

す。

これらを受け、5月5日、三村青森県知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県民に対する不要不急の外出自粛要請及び事業者に対する休業要請の終了、5月7日からの休業要請に係る協力金の申請受付開始及び県立高等学校の再開という方針を示しました。

また、地域経済と県民生活への影響を最小限に留める観点から、新たな緊急事態措置として、「人混みを避ける」、「人との適切な距離を保つ」など、日常生活に「ソーシャルディスタンス」の考え方を取り入れることについて県民に協力要請をするほか、今後の取組として、イベント、会議、スポーツなど、あらゆる場面における「3つの密」を避けることの徹底、休業要請の終了を踏まえ営業等を行う際の適切な感染防止対策について改めて協力要請がなされております。

その後、5月14日、安倍内閣総理大臣は、感染の状況、医療提供体制及び監視体制を解除の判断基準とし、感染拡大に一定の歯止めがかかっているとして、北海道、東京都等の8都道府県を除く39県における緊急事態宣言を解除することといたしました。

この会見の中で、安倍内閣総理大臣は、「少しずつ、段階的に」日常を取り戻すこと、テレワークの普及を受け「前向きな変化を」継続すること、そして「ウイルスへの警戒を」怠らないことの3つのお願いを改めて国民に呼びかけたところであります。

今後については、「緊急事態措置の対象から外れた地域でも感染拡大への警戒を継続すべきだ」として、感染状況に応じて、都道府県を、これまでであった「特定警戒都道府県」に「感染拡大注意都道府県」と「感染観察都道府県」を加えた3つに分類し、感染対策などを提言することとなりました。

三村青森県知事は、14日の緊急事態宣言の解除を受け、引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向に細心の注意を払い、緊張感を持って取り組んでいく一方、従前の「人混みを避ける」、「人との適切な距離を保つ」などのソーシャルディスタンスの取組等について改めてお願いをしたところであります。

以上を踏まえ、「むつ市の基本的対処方針」を始め、4月30日以降における、「特別定額給付金の給付状況」、並びにこの危機突破の柱となる「予防医療対策」、「経済対策」及び「学校保育対策」に係る「むつ市感染症危機突破プロジェクトチーム」の取組をご報告いたします。

まず、むつ市の基本的対処方針についてご報告いたします。

むつ市の基本的対処方針は、新型コロナウイルス感染症に対する対応が長期間に及ぶことを前提とし、緊急事態宣言が解除される地域にあっても持続的な対策が必要になるとして、人と人との距離の確保、マスクの着用及び手洗いの「感染防止の3つの基本」を始め、公共交通機関の利用等の「移動に関する感染対策」、買い物、娯楽等に係る「3つの密」の回避、テレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議等「新しい働き方」、これら全てを標榜する「新しい生活様式」への転換といたします。

こうした取組が、この閉塞感を打破する「戦略」となり、感染拡大リスクの低減と社会経済活動の維持に貢献することで、平和な日常のむつ市を取り戻す第一歩になるものと確信しております。

特に、市が独自に取り組む市内各事業者を対象とする保健衛生指導は、市民の皆様を安心な日常へと導き、経済活動の安定確保に結びつくものと認識しておりますので、市民の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

今後も、国が提唱する「新しい生活様式」への

転換を図るため、明確な戦略を持って、取り組んでまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、国の全国一律10万円の給付となる特別定額給付金の給付状況についてご報告いたします。

4月30日には単身世帯分1万3,084通を、5月8日には複数世帯分1万5,572通を発送し、全世帯分2万8,656通の発送を終えております。

また、5月1日から申請受付を開始し、本日まで、3,059世帯、3,732人分、金額にして3億7,320万円の給付を完了しております。

今後、申請件数が増大する見込みでありますことから、職員23人体制で昼夜を分かたず対応し、万全の体制で臨み、迅速な給付に努めてまいります。

続きまして、予防医療対策について、ご報告いたします。

まず、大型店舗における感染症予防対策の要請活動についてご報告いたします。

これは、スーパー、ドラッグストアなど、生活に必要な物資を販売する店舗において実施したものであります。

これらの施設は、多くの利用客が訪れ、感染症拡大のきっかけになることが懸念されることから、店舗内の衛生環境について、まずは一定の基準の下に安全を構築することが必要であるためであります。これを実現するため、市と事業者がともに確認し、お客様に安心をお届けすることを目的としております。これは、「むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき実施したものであります。

今回は、市内40店舗を巡回し、「新型コロナウイルス感染症における御協力リスト」により、各店舗の実施状況を把握し、助言等をさせていただき、引き続きの予防対策実施を要請したところであります。

訪問させていただいた店舗には、新型コロナウ

イルス感染症の拡大防止対策を行っている店舗である旨を周知するためのプレートや消毒用の次亜塩素酸ナトリウムを配布するとともに、市民の皆様に向けた感染予防対策啓発のポスター掲示を依頼いたしました。

次に、むつ総合病院の新型感染症外来の設置についてご報告いたします。

むつ総合病院では、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方と一般の方を分けて診察し、感染拡大の防止を目的として、プレハブの新型感染症外来を設置し、5月11日から運用を始めております。

完全予約制となっており、むつ総合病院を予約する前に、必ず、むつ保健所の帰国者・接触者相談センターに相談することが条件となります。

診察は、小児と成人に分けて実施され、PCR検査については、医師が実施するかどうか判断することになります。

次に、公共施設の利用の一部再開についてご報告いたします。

感染拡大防止の観点から、休止としておりました95施設のうち、5月11日からは地区公民館、まちの駅かわうち、心身障害者ふれあいの家など38施設を、5月13日からは早掛沼公園と水源地公園を再開し、5月16日からは中央公民館、図書館、海老川コミュニティセンターなど11施設、5月18日からはウェルネスパーク、むつ運動公園、大畑中央公園など18施設の利用を再開することとしております。

なお、むつ来さまい館、老人福祉センター、ふれあい温泉川内など25施設は、新型コロナウイルス感染状況の推移をもうしばらく注視していく必要があります、引き続き当面休止といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

対策の柱の2点目、経済対策についてお伝えいたします。

まず、むつ市緊急経済対策についてご報告いたします。

去る5月5日、総合的な対策として、13事業、総額11億円に上るむつ市緊急経済対策を発表させていただきました。本市としては、史上空前規模の給付型の予算であり、事業者支援として6事業で5億1,000万円、子どもみらい支援として3事業で1億9,000万円、全市民生活支援として4事業で3億8,000万円、事務費として2,000万円を見込んでおります。

この緊急経済対策につきましては、議会におきまして関係予算案をご審議いただいた上で、各施策を迅速に進めてまいりたいと考えております。

はじめに、事業者支援についてであります。一つ目は、「緊急支援給付金事業」であります。これは、業績が悪化している飲食店や宿泊業などの7業種を対象として一律30万円を給付するものであります。対象となる事業者数は約1,000社と想定しており、予算額は3億円となっております。実施時期につきましては、今月中の給付開始を目指して迅速に取り組みたいと考えております。

二つ目は、「飲食店家賃補助」であります。これは、約300店の飲食店を対象に、家賃3か月分の8割、最大30万円を助成するもので、予算額は4,500万円を見込んでおります。実施時期につきましては、6月中の申請受付開始を目指しております。

三つ目は、「宿泊業支援事業」であります。これは、ホテル、旅館、民宿など宿泊業約50社に対し、事業用固定資産税の8割を納税後に給付するもので、予算額は1億円を見込んでおります。実施時期につきましては、納税通知書を発送する6月以降にお知らせしたいと考えております。

四つ目は、「非正規雇用労働者支援事業」であります。これは、本年3月から5月までの間に収入が激減した労働者で雇用調整助成金の対象とな

らない労働者一人に対し、5万円を雇用事業所に給付するもので、1事業所当たり3人分となる15万円を限度として給付いたします。対象となる労働者数を1,000名と想定しており、予算額は5,000万円を見込んでおります。実施時期につきましては、6月中の申請受付開始を目指しております。

五つ目は、「衛生管理応援事業」であります。これは、店舗の衛生管理を市の保健師が確認させていただき、市民の皆様が安心して来店できるような衛生指導等を行うもので、予算額は100万円を見込んでおります。衛生指導につきましては、飲食業、理美容業などの店舗を対象に活動していく予定としております。

六つ目は、「むつ市中小企業小口資金特別保証制度の特別枠」であります。これは、300万円までの融資について利子と保証料の全額を市が負担することで、中小企業及び個人事業者の皆様の事業の維持継続に必要な緊急の資金繰りを支援するため、4月30日に事業を開始したものであります。

次に、子どもみらい支援についてであります。一つ目は、「子どもみらい応援事業」であります。これは、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を支給する国の子育て世帯への臨時特別給付金に、1万円を上乗せして給付するもので、対象者は約7,000人、予算額は7,000万円を見込んでおります。実施時期につきましては、6月上旬の給付を目指しております。

二つ目は、「奨学生緊急支援事業」であります。これは、現在市の奨学金の貸与を受けている学生の生活支援を目的として、大学生や専門学校生に年間36万円、高校生には18万円を給付いたします。また、現在奨学金の貸与を受けていない学生につきましても、所得要件等を設けず、新たに奨学金と同額を貸与いたします。本事業により約300人の学生の支援を見込んでおり、予算額は1億円を

見込んでおります。実施時期につきましては、6月中の申請受付開始を目指しております。

三つ目は、「むつ市のうまい！仕送り事業」であります。これは、大学、短大、専門学校等に就学中の学生に対し、市の特産品を送付するもので、市内在住の保護者等の申し出を受けて市が約5,000円の特産品を3回に渡り送付することとしており、1,200人程度の学生が対象となることから予算額は1,800万円を見込んでおります。実施時期につきましては、7月以降と考えております。

次に、全市民生活支援についてであります。一つ目は、「マスク配布事業」であります。これは、市民の皆様一人に一枚、洗って使える布マスクを配布するもので、予算額は2,500万円を見込んでおります。実施時期につきましては、6月上旬を目指し各世帯に配布したいと考えております。

二つ目は、「ステイホーム応援事業」であります。これは、全世帯に市指定ごみ袋30枚を配布するもので、予算額は3,500万円を見込んでおり、実施時期につきましては、6月以降と考えております。

三つ目は、「水道料金の減額」であります。これは、6月及び7月検針分の基本料金を無料とするもので、対象は水道契約をしている世帯及び事業所など約2万5,000件を想定しており、予算額は1億円を見込んでおります。

四つ目は、「プレミアム商品券事業」であります。これは、1万円で1万2,000円分の商品券を10万セット、12億円分の市内共通商品券を販売するもので、予算額は事務費を加えて2億2,000万円を見込んでおります。実施時期といたしましては、調整中ではありますが7月頃を目指したいと考えております。

これらの経済対策を総括し、財源といたしましては、収入の確保として、国庫支出金であります

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,821万4,000円を見込んでおります。

また、県支出金として新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金1,500万円を見込んでおります。

次に、市の財源といたしましては、財政調整基金から2億円、むつ市地域振興基金から2億円、むつ市育英基金から1億円を繰り入れることとしております。また、水道料金の減額の財源といたしましては、水道事業会計の利益積立金及び今年度見込まれる純利益から1億円を充当することとしております。

歳出の削減といたしましては、市議会議員の皆様からご提案いただきました市議会議員期末手当の減額分として220万円を削減するほか、事業中止や延期等により7,819万8,000円、国民健康保険特別会計への繰出金の減額により3,000万円、下北地域広域行政事務組合における事業の中止等により1,250万円、むつ総合病院への債務負担行為履行の留保として1億円、そして、私の期末手当157万円を削減いたしまして、合計約11億円の財源を確保いたします。

なお、国民健康保険特別会計への繰出金の減額につきましては、国民健康保険税額に影響はありません。

また、むつ総合病院への債務負担行為につきましては、令和2年度の決算状況により可能な限り履行してまいりたいと考えております。

以上がむつ市緊急経済対策の概要であります。かつて経験したことのない未知のウイルスとの戦いによる緊急事態を市民の皆様と一緒に乗り越えたいとの強い決意で編成したところでございます。1日でも早く市民の皆様、事業者の皆様を支援したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

対策の柱の3点目、学校保育対策についてお伝

えいたします。

まず、小・中学校の休校の延長についてご報告いたします。

5月1日に、国の専門家会議により示された「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」では、「学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要」とされており、5月4日には緊急事態宣言が延長されたところであります。

これらを受け、市といたしましては、5月5日開催の第19回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市の保健師による市内小・中学校の巡回保健指導を実施し、「学校生活における集団感染のリスク対応について」、「学校給食について」、「部活動について」など、7項目34点についての感染予防に係る状況確認と助言・指導を行い、万全の体制で学校再開に臨むため、5月17日まで休校を延長することと決定し、5月18日からの学校再開に向けて準備を進めているところであります。

また、今般の休校措置に係る授業日数の確保につきましては、夏休みを短縮するなどにより、児童生徒の学習機会の保障に努めてまいります。

次に、幼稚園・保育園・なかよし会等についてご報告いたします。

幼稚園については、4月21日から5月6日までの間、休園及び預かり保育に限定し実施していましたが、5月7日からは、各園でそれぞれ開園時間の短縮等により段階的に再開に向けて取り組んでいるところであり、この間、子どもたちが元気に登園できる環境を整える準備期間として、学校と同様に6項目27点について、市の保健師による衛生面の確認と助言など、感染症対策を講じた上で、5月18日の学校再開に合わせて再開するこ

ととしております。

保育園については、4月21日から5月6日までの間、登園の自粛要請を行っていましたが、全ての園で登園時の検温等、徹底した対策が講じられていると認識しておりますので、5月7日からは通常の保育を実施しております。

なかよし会については、小中学校が休校中の5月17日までの間、対象児童を原則小学校1年生及び2年生とし、規模を縮小し開設しておりますが、やむを得ない事情がある場合は3年生及び4年生についても受け入れております。

小中学校の再開後につきましては、通常開設となった場合、運営上密集する環境を回避することが難しいことから、3つの密を低減するため、当分の間、対象児童を原則小学校1年生及び2年生とし、やむを得ない事情がある場合には3年生から6年生までについても受け入れることとしております。このことにつきましては、5月7日に保護者の皆様にお知らせしているところであります。

小学校の臨時預かりにつきましては、休校の延長に合わせて開設しております。

次に、スポーツ少年団の活動再開についてご報告いたします。

スポーツ少年団の活動再開については、小中学校の再開にあわせて5月18日から自粛解除といたします。

また、小中学校用の感染症対策チェックリストをスポーツ少年団用に変更し、保健指導に係るチェックリストの項目を遵守した上で活動を再開することとしております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じて

まいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。14番
濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 教育についてちょっとお聞き
いたします。

学校が大分休みになって、子供たちの学力も落ち
ているのではないかなというのが父兄のご心配
だと思えるのですが、タブレットについては
配布状況というのはどういうふうになっています
でしょうか。また、今後の見通し等、お知らせく
ださい。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） ご質疑にお答えいたしま
す。

タブレットの配布状況ということでございます
けれども、現在のところ、各学校については視聴
覚教室などに配布されているというふうに認識し
ております。

また、文部科学省のほうでは、昨年度また今年
度の補正予算でG I G Aスクールの推進を進めて
いる段でありますけれども、そのことについては
現在教育委員会のほうで検討している最中です
ので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 私は、これまでの議会の中で、
今年度小・中学校の子供たち、1人1台タブレッ
トを配布するというような認識を持っていたので
すけれども、それはちょっと間違いだったのでし
ょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

1人1台のタブレットというのは、これは今年
度文部科学省のほうで補正予算が編成されて、そ
の後私たちとして整備すると、そこでG I G Aス
クール構想というのを実現するというところで、議

会ではお知らせをしていたところであります。

ただ、こうした中で、そもそもそういったタブ
レットを整備するということでの予算編成が、今
現状、文部科学省のほうで行われておりません
ので、我々のほうではこれについてはまだないとい
うことで理解していただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 状況については分かりました。
ただ、例えば他の、報道等を見ますと、オンライ
ン学習等をされているところもあるようです
ので、やはりその点に対しては気を置くことなく進
めていただきたいなと思えます。

終わります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。2
番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 今歳出の削減ということで、
事業中止や延期等により七千何がしのお金が計上
されていますけれども、その中身、どのようなも
のが中止されて、どのようなものが延期された
というのを、主なものを教えてください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今回の議案ではありません。
6月の議会に提案させていただきます。そのとき
に、十分に皆さんと議論させていただきたいと存
じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。18番
原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 1点だけ質疑いたします。

3項目めの公共施設の一部再開ですが、公共施
設の中に指定管理者を含む公共施設の部分がござ
います。指定管理者は一部営業を自粛しておりま
すが、その中に自主事業分等含まれていることと
思います。その辺りの売上げの補償だったり、指
定管理料の考え方を現段階で市がどのように考え
ているのか、お知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 指定管理者の指定管理料についての考え方については、これから個別に協議を進めさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） これで質疑を終わります。
以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第6 議案一括上程、 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第29号 むつ市長の期末手当の特例に関する条例から日程第6 議案第31号 令和2年度むつ市一般会計補正予算までの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第29号 むつ市長の期末手当の特例に関する条例についてであります。本案は、本年6月における市長の期末手当を支給しないこととするためのものであります。

次に、議案第30号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等に対し、徴収猶予の特例措置を講ずる等のためのものであります。

次に、議案第31号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策に係る4億6,611万6,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、425億1,100万7,000円となります。

まず、歳出についてであります。民生費には、

子育て世帯の生活支援として、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を支給するための子育て世帯への臨時特別給付金事業費を計上しておりますほか、市独自の支援として、それに1万円を上乗せし支給するための子どもみらい応援事業費を計上しております。

衛生費には、全市民生活支援として、市民の皆様に対し、洗って使える布マスクを一人一枚配布するためのマスク配布事業費を計上しております。

商工費には、事業者への経済支援として、飲食業や宿泊業などの7業種の事業者に対し、一律30万円を給付するための緊急支援給付金事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました3議案について

は、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第29号

○議長（大瀧次男） まず、議案第29号 むつ市長の期末手当の特例に関する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第29号 むつ市長の期末手当の特例に関する条例について質疑をさせていただきます。

市民の声は、宮下宗一郎市長、よくやっているという声の一方で、ここまでしなくてもいいのではないかというふうな声も聞かれます。

そこで、6月の市長の期末手当を支給しないというふうな考えを持ったその背景にはどんなことがあるのかをお知らせ願いたいと思います。

そして、この議案が可決することによって、特別職または市の職員に与える影響、どのように考えているのかお知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回の私自身のボーナスのカットというのは、これは一政治家としての自分自身の判断であります。したがって、職員に及ぶものではありません。

このような判断をさせていただいたのは、市民の皆様が多くが生活が苦しくなる中で、自分だけこうした形で頂くということにはならないというふうな自分の中での気持ちであります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策、これを不退転の決意で取り組むためにも必要なことと判断をさせていただいたためでございます。

職員に関して言わせていただければ、感染症対策で在宅勤務や分散勤務を命じられているにもか

かわらず、サービス水準を一定に保ち、また感染症対策では前例のない大規模災害と等しい状況の中で、昼夜を分かたず業務に精励しております。したがって、財源対策という観点等から職員の給与等について削減を行うということは一切考えてございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、3番杉浦弘樹議員。

○3番（杉浦弘樹） 議案第29号について質疑いたします。

市長の期末手当を支給しないことにした理由についてお伺いしたいのですが、ほかの自治体のほうでは特別職、副市長等の期末手当の削減等を行っておりますが、なぜむつ市のほうでは今回これを行わないのか、お答え願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（大瀧次男） これで杉浦弘樹議員の質疑を終わります。

次に、14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 私もまた、齊藤議員、杉浦議員とほぼ同じ内容になりますけれども、私の観点から質疑いたします。

先ほど新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてということで、市長、「かつて経験したことのない未知のウイルスとの戦いによる緊急事態を市民の皆様と一緒に乗り越えたいとの強い決意で編成したところでございます。1日でも早く市民の皆様、事業者の皆様を支援したいと考えております」ということをご報告の中に話しておられます。やはり先ほど齊藤議員、杉浦議員と同じように、私は、数%でもいいので、庁舎の皆さんに協力していただいて、心をワンチーム、むつ市一つの経済対策、今本当に市内の経済は厳しい

ところですので、そういう議題は上がらなかったのかということで、お聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そういうことを言うのは、まずは自分から、政治家からやるべきだと私は考えてございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 議会としても15%削減というのを最初に決めていましたので、ただ心一つにするという意味で、そういった統制の仕方というのは考えなかったのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私、大分恥ずかしくなってきたのですが、大変申し訳ないのですけれども、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇議案第30号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第30号 むつ市税条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第31号 令和2年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第31号について質疑させていただきます。

行政報告でもありましたが、緊急支援対策、とにかく早くということで、第1弾、このたび議案として上程されてきましたが、支給の対象者とか、あとは手続の方法、または完了までの流れ、公表されていませんので、そのところについて、説明できる範囲の中でお願いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金及び子どもみらい応援給付金についてお答えいたします。

事業内容といたしましては、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円の臨時特別の一時金を支給する令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金に、市独自の支援として子どもみらい応援給付金1万円を上乗せして支給するものです。

支給対象者は、令和2年4月分の児童手当の受給者及び令和2年3月に中学を卒業した児童については、令和2年3月分の児童手当の受給者となります。

手続は、既に登録済みの児童手当情報を活用するため、改めての申請は不要となります。個別通知案内を送付後、市の定めた期限までに辞退の連絡がなければ、国と市の分をそれぞれ指定の口座に振り込ませていただきます。

支給のめどは6月上旬となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） 衛生費に計上しておりますマスク配布事業についてお答えいたします。

支給対象者といたしましては、特別定額給付金の対象者と同じくしております。

当該事業につきましては、市民の皆様一人一人に1枚の布製マスクを配布するものでございますが、市から、5月下旬から準備が整い次第郵送さ

せていただきたいと思います。

先ほど市長の行政報告の中では6月上旬ということでございましたけれども、準備が整いそうだという見込みが立ちましたので、これを受けて5月上旬というふうな計画を立ててございます。できれば政府のマスクよりも早く配布できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

（「5月上旬って過ぎた」の声あり）

○健康づくり推進部長（中村智郎） 5月下旬の間違いです。申し訳ありません。訂正いたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 商工費に計上しております緊急支援給付金につきましてお答えいたします。

まず、支給対象者でございますけれども、感染症拡大によりまして経済的に大きな損失を受けております飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、飲食小売業、食料品製造業、食料品卸売業、理美容業の7業種でございます。

次に、手続でございますけれども、申請書を提出していただくことになるのですが、申請書につきましては市のホームページからダウンロードしていただきまして、それに添付書類を添えまして、郵送で申請していただくということを考えております。

次に、給付ですけれども、受付から最短で1週間ほどで振込をできるようにしていきたいというふうに考えております。

そして、申請書でございますけれども、本日の補正予算が御議決賜れば、その後すぐに市のホームページからダウンロードができるようにというふうにセットしておりますので、お知らせします。

また、受付期間でございますけれども、6月の

末、6月30日としておりますので、周知につきましては商工団体等と連携を取りながら、給付事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 私も緊急支援給付金についての7業種選定の理由とアンケート調査の内容、そして商工団体等に入っていない業者の取扱いについて、ということで質疑いたします。

1つは、7業種に限定した理由についてですけれども、八戸は4業種です。それがむつ市は7業種まで広げたということで、頑張ったなという思いもあるのですけれども、本当にどこの業者も苦しいということで、特にイベント中止なんかも関係して、花屋さんとか、クリーニング屋さんとか、印刷屋さんとか、「どうして私たちがはじかれたのか」という、そういう声も聞こえてきています。ですから、きちんと皆さんに対して、ここで線引きしたのだよという説明責任というか、そういう納得のできる説明をしていただきたいなという思いがまず1つあります。

そして、市民アンケートですが、たしか私たちに対する報告の中では、市民アンケートと業者アンケートというのをやられているようなのですが、この参考資料、経済対策の参考資料の中にあります、この中身はどこのアンケートの結果なのでしょうか。そのこともお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私としても、全ての事業者に対して一律の支援を行いたいということは考えてございますが、財源等の関係、あるいはこういった場合には集中をして、傾斜をして、非常に存続が困難であるとい

うところから順番に支援をしていくのが経済対策としては妥当だろうということで、一定の線を引かせていただいています。

今回7業種とさせていただいたのは、我々が事業者に対してアンケートをさせていただきました、送付した事業者としては1,501件、回収したのが651件となっておりますが、この中で業種ごとに区分をいたしまして、今回の新型コロナウイルス感染症に対して影響が生じているというふうに答えていただいたその業種の中で、5割を超えている業種について今回支援をさせていただくということで線を引かせていただいております。

ですから、今回のアンケートの結果に基づいて厳正に選抜をさせていただいておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

また、商工団体等への未加入業者の取扱いについてであります。本給付金については、そういった団体への加入、未加入にかかわらず、一律に給付するものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 5割以上といいますと、8業種が入っているのです。そして、その中で農林水産業も5割を超えているのですけれども、これは後で杉浦さんも質疑しますので、深くは言いませんけれども、これは業者のアンケートの結果ということで受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほども申しましたとおり、事業者の方々にアンケートを実施して、1,500通出しまして、651件回収した結果でございます。

農林水産業については、直接の支援ということではなくて、今回の経済対策の中でふるさと支援事業という形で、ふるさとの農業製品あるいは水産物を親から子供たちに仕送る事業としても構築しておりますし、また今回の飲食店や宿泊業、あ

るいは食品の卸業など、全て農業製品あるいは水産製品に関連する産業であります。こうした産業に対して支援をし、ここが営業が継続できるような形を取ることで、結果的に農林水産業の支援につながるというふうな姿を描いておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 私、3つ目の商工団体等に未加入の業者の取扱いについての答弁が返ってこないの、この答弁をお願いしたいのと……

（「しました」の声あり）

○2番（工藤祥子） そうすると、加入していなくてもいいということなのですね。

（「ちゃんと支給します」の声あり）

○2番（工藤祥子） ごめんなさい。

それでは、国会で今2次補正ということ審議されていて、国会も国民の声を受けて、本当に前進していると思います。もっとも独自支援を広げていただきたいということで、国会で予算が地方自治体のほうに増えるということになれば、独自支援をもっと広めていく、追加するという、そういう考え方はありますでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 当然のことだと考えてございます。

○議長（大瀧次男） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

次に、3番杉浦弘樹議員。

○3番（杉浦弘樹） 議案第31号に関して質疑いたしますが、先ほど工藤祥子議員のほうで私の質疑内容のほうをほとんどしておりますので、今回は辞退させていただきます。

○議長（大瀧次男） これで杉浦弘樹議員の質疑を終わります。

次に、4番東健而議員。

○4番（東 健而） 議案第31号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について質疑させていただきます。

この補正予算は、新型コロナウイルス対策の国からの補助金と交付金、また市の補正予算であります。簡単に3点の質疑をするつもりでおりますけれども、2点目は齊藤孝昭議員への答弁に集約されています。そしてまた、事業者への給付金の支給についても、今の工藤祥子議員の質疑の中に含まれていますので、これは割愛させていただきます。

まず、質疑の1点目ではありますが、市の給付金の支給が国の給付と重なる場合の対応についてお尋ねいたします。経済対策、緊急支援給付金3億円についてですが、この補正は新型コロナウイルス問題の影響を受けている市内の事業者に対し、事業継続を支援するために支給される給付金とのことです。現在国からの1人10万円給付の申請受付が行われています。これと市の30万円の給付が重なって支給される場合も考えられます。この二重給付について、市の対応は容認の方向と捉えてもいいのかどうかお尋ねいたします。

次に、2点目ではありますが、これは先ほど説明したとおりで、取り下げることいたしましたので、よろしくお願いたします。

それで、3点目ですが、市長にお伺いたします。このコロナウイルスの今後の対応についてありますが、新型コロナウイルス感染の長期化が問題になっています。昨日14日、当県を含めた39県の緊急事態宣言解除が発令されました。しかし、同14日、愛媛県では新たに17人の感染者が出て、対応の緩みが問題になっています。予断を許さない状態になっています。経済活動が規制されている現在の市内の状況を考えると給付金の支給は今後も続く課題と考えますが、今後のこれからの対応について市長はどのようにお考えでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市の給付金というものは、これはほかの給付金を受給されていても受け取れるものだというふうに認識をしていただきたいと思います。そもそも今、国が緊急事態宣言を出して、県が休業要請等をしているという状況の中にあっては、本来全て国がやるべきなのです。あるいは県がやるべきものなのです。ところが、そのスピード感ですとか、あるいは現場でのきめ細やかさという形の中で、私たちがやったほうが良いという部分については、これは市独自のものとしてやるべきだということでやらせていただいています。したがって、国からもらって、県からもらって、では市は要らないのかというと、そうではないというものですので、重ねてそれぞれが給付をしていただくことは大丈夫だと思っています。

それから、もう一つは、農林水産業の支援ということもそうですし、その他の事業者の支援ということもそうなのですが、これも国の支援というのはあるのです、今現状。「持続化給付金」といって、法人では200万円、個人では100万円の給付が受けられる、そういう給付金があるのです。これも私たちは今農林水産業者に対しても周知を図っています、組合等を通じて。ですから、そういうものをまず使っていただくことが前提になるのです。その上で、さらに必要な場合ということ想定して、私たちはアンケートを取って、その結果に基づいて給付をさせていただいているということです。それはこれからも全く同じですので、基本的な認識として皆さんと共有させていただきたいと思います。6月の議会では、その辺りを詳しくお話しさせていただきたいと思いますが、それでも。

そういう中で、今後の対応で給付が前提になる

のではないかという話ですが、ですから基本は国なのです。あるいは国を通じた県ということになると思います。私たちがこの11億円というものを出し続けるなんていうことはできません。ほぼ1回限りだと思ったほうが良いです。だけれども、今回この3か月間、何にも方針のない中で事業者の方々が苦しんで生活している。それを救わなければいけないということで、今回11億円の緊急支出をさせていただきますので、どうかそのことはご理解いただきたいと思います。今後は、政府も述べているとおり、新しい日常というものを私たちがつくっていく、新しい地域経済の在り方をこれからみんなと一緒につくっていく、そういうふうな段階になっていくというふうに認識しておりますので、みんな協力して、また平和で、いいむつ市にしていきたいと、このように考えております。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 市長の考え方はよく分かりました。ただ、市長、当市の財政状態というのはあまりいいわけではないのです。ですので、これからまだまだ無理がかかるような状況が出てくるかもしれません。この新型コロナウイルス対策がもっともっと長く続いていくのであれば、もう大変な状況に追い詰められるような気がしてなりません。その点、市長はこれから先のことをどのように考えているか、お尋ねします。

（「補正予算の質疑ですよ」の声あり）

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

財政というところでいけば、あまりよくないというレベルではなくて、全くよくないのです、うちは。ですから、先ほど申し上げたとおり、この11億円という支出が今後も続くなんていうことは考えられないことでありまして、今回は特別の措

置として皆さんにお願いをし、また事業者の人たちに日常を取り戻していただくための予算ということになろうかと思えます。

財政規律というものを保ちながら、これからも当然この新型コロナウイルス対策をしていくということなのですが、ただ大事なことは、繰り返しになりますけれども、国や県、特に国ですね、の責任で財政支出をしてもらわなければ困る。それは、なぜかという、私たちは借金できないです。国は本来、国も財政規律を守らなければいけませんけれども、お札を刷れるのです、国は。そこは違いがある。その違いの中で、マクロ経済をしっかりと管理しながら、管理はできないと思えますけれども、マクロ経済をしっかりと注視しながらも、必要な支援をしていく主体はあくまでも国であると。そのことによって、私たちは地方交付税だとか、特別交付税だとかをもらいながら対応していく中で、財政規律も守りながら、今回の対応をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 分かりました。ありがとうございました。ただ、この給付金の問題ですが、なるべく早めに給付していただきますようお願いいたします。終わります。

○議長（大瀧次男） これで東健而議員の質疑を終わります。

次に、14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 質疑に対しましては、4人の議員が十分質疑していただきましたので、私は質疑はないのですけれども、先ほど市長、今の施策、国の施策、そして県の施策、市の施策と3段階に分かれておまして、実は先日市民の皆さんに聞かれまして、国の施策だと思おまして、掲示しておりました電話番号に電話をかけました。何回かけてもつながりません。ですから、やっぱり……

これは市長に言ってもどうしようもない話なのですけれども、しっかりとそれぞれの線引きをして、市民の皆様が県の施策、国の施策を取り入れやすいように、こぼれなく取っていただけるような、寄り添う対策も今回はお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（大瀧次男） 濱田栄子議員に申し上げます。

質疑において自己の意見を述べることは、会議規則第56条第3項で禁止されておりますので、十分に注意してください。

○14番（濱田栄子） はい。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第158回臨時会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会